

左案ノ通文部大臣司法大臣内務大臣へ夫々通達相成可然ト認ム
高等教育ニ関スル意見中大学設置并特別認可学校ニ係ル事項
及文官試験規則代言人規則医術開業試験規則改正ノ件ヲ採用
ス但大学設置ノ儀ハ廿四年度以後歲計ノ都合ニ由リ更ニ調査

文部大臣へ指令案

116 高等教育に関する文部大臣意見の件請議

〔明治二十三年十月〕

(注記1)

シ閣議ニ提出スヘシ

(注記2)
文部大臣請議高等教育ニ関スル意見ノ件
〔朱書〕
〔明治廿三年十一月六日〕
司法大臣内務大臣へ通牒

(注記3)

右謹テ奏ス

明治廿三年十月三十日

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋 花押

明治廿三年九月廿六日

内閣總理大臣

花押

(山縣)

内閣書記官長

印

(多田) (道家)

印

外務大臣 (青木) 大蔵大臣 (松方) 海軍大臣 (樺山) 文部大臣 (芳川) 通信大臣 (後藤) 花押

内務大臣 (西郷) 陸軍大臣 (大山) 司法大臣 (山田) 農務大臣 (陸奥) 花押

大木議長花押

(注記5)
高等教育ニ関スル意見

国家ノ隆替ハ職トシテ国民智徳ノ開否ニ関シ国民智徳ノ開否ハ
教育ノ良否ニ由ラスンハアラス今我邦現行ノ学制ヲ見ルニ下小
学校ヨリ上大学ニ至ルマテ概子国庫金又ハ地方費ヲ以テ之ヲ設
立シ教育ノ全權ヲ國家ニ掌握シ其準備亦略備ハレルモノ、如シ
ト雖トモ世ノ進運ニ伴ヒ政治ニ法律ニ医ニ文理等ニ社会ノ必要
日ニ繁劇ヲ加ヘ官公立学校ノ設置ノミニテハ遂ニ其需求ニ
応スル能ハサルノ勢トナリ或ハ有志ノ私金ヲ醵シ或ハ官衙ノ補
助ヲ請ヒ以テ学校ヲ設立シ社会ノ急需ニ応セント欲シ官准ヲ請
フモノ踵ヲ接シテ起リ官亦其請ヲ容レサルヲ得サルニ至レリ就
中法律政治ニ係ル学校ハ特別ノ認可ヲ得タルモノアリテ此学校
ノ業ヲ卒ユルモノハ恰モ高等中学校ノ業ヲ卒リタル者ニ異ナル
コトナク試験ヲ経スシテ判任官トナリ或ハ直チニ高等試験ヲ受
クルコトヲ得ルノミラス兵役ニ関スル特典ヲモ亨有スルヲ以
テ全国ノ生徒ハ東京ニ齎集シ争テ入学ヲ求メ現ニ在学スル者其
策ハ採用セラレサリシト雖モ第三策ハ直ニ施行ニ決定セリ依テ
策ハ採用セラレサリシト雖モ第三策ハ直ニ施行ニ決定セリ依テ

数殆ント五千人ノ多キニ上レリ

特別認可学校ナルモノハ十九年八月判事登庸規則ニ依リ判事ノ
任ニ充ツヘキ法学生徒ヲ養成スルノ目的ヲ以テ特別監督条規ヲ
設ケタルニ始マリ爾來多少ノ沿革ヲ経テ現在独逸学協会学校東

京法学院和仏法律学校東京専門学校專修学校明治法律学校ノ六

校ヲ見ルニ至レリ抑此特別認可学校ノ起ル所以ノモノハ前述ノ

如ク社会ノ必要止ムヘカラサルニ出テ官之ヲ允准シ遂ニ此特權

ヲ得ルニ至レリト雖トモ元來其設置ハ私立ニ係リ有志ノ協同ニ

成ルモノナレハ或ハ資金ノ充備セサルカ為メ或ハ統理其宜キ得

サルカ為メ規律ニ嚴正ヲ欠キ設備ニ周到ナルヲ得サルハ亦勢ノ

免レサル所ナリ又其教員タルモノハ概子官私業務ノ余暇ヲ以テ

此ニ從事シ深邃ノ學理ヲ講究シテ學術ノ推輓ヲ力トムルカ如キ

ニ至リテハ殆ント望ムヘカラサルモノ、如シ或ハ陰ニ學校ヲ利

用シテ政党ノ機關ト為サントスルノ傾キアルモノアリ或ハ専ラ

英仏独等ノ一偏ニ膠着シテ自然国情ニ遠カルノ弊アルモノアリ

而シテ特別認可ノ名譽ト実利トヲ誇称シテ天下ノ青年子弟ヲ蒐

集ス血氣偏旺シテ教育ノ素ナキモノ漫然法律學若クハ政治學ノ

一斑ヲ此學校ニ窺ヒ空理ニ走リ學說ニ泥ミ國家ノ福祉ヲ翼賛ス

ルノ本旨ニ背馳セントスルノ虞ナキニ非ス況シヤヤ全国唯一ノ

大學東京ニ在リテ尊嚴ヲ極ムルトキハ地方ノ青年子弟ハ争テカ

ノ如クシテ東京ニ蟻集スル全國ノ子弟ハ多少其學術技芸ニ於テ

得ル所ナキニ非ラスト雖トモ自然ニ浸潤涵養スル所或ハ品行ニ

於テ或ハ言論ニ於テ憂虞スヘキモノナキニ非ラス國家教育ノ責

ニ任スルモノ須ク其弊ノ由ル所ヲ察シ其害ノ伏スル所ヲ撥シ漸
ヲ杜キ微ヲ防クノ策ヲ講明セサルトキハ将来社會ニ名状スヘカ
ラサルノ危害ヲ釀成シ國家ノ秩序ヲ紊乱スルノ基ヲ為スモ未タ
知ルヘカラサルナリ

歐洲大陸諸國ノ實例ヲ觀ルニ高等教育ハ一二國家ノ掌握スル所
ニシテ專ラ國家ノ須要ニ応シテ之カ設備ヲ為サ、ルハナシ此ヲ
以テ凡ソ高等官タルヘキモノハ予メ高等中学ノ業ヲ卒ヘ次テ大
學ニ入りテ法律又ハ政治學ヲ修メ学位ヲ受ケタル後更ニ若干年
間實務ヲ練習スルヲ常則トシ代理人ニ於ケル亦略之ニ異ナルコ
トナシ畢竟大學ニ於テ諸般ノ學術ヲ一括シ其蘊奧ヲ攷究スル所
以ノモノハ蓋シ學問ノ統一上分離スヘカラサルト國務上政府ニ
於テ一齊ニ統理セサルヘカラサルトノ必要ニ由レルナリ反之英
米等ニ於テ法律政治ニ私立學校アル所以ノモノハ其國ノ沿革習
慣等ニ由テ起ルモノナレハ歴史ヲ殊ニシ習慣ヲ異ニスルノ邦國
ニ於テハ漫ニ模倣スヘカラサルモノアリ今ヤ我特別認可學校ノ
弊ハ唯一大學ノ害ト相倚伏シテ將ニ測ラレサルモノアラントス
是國體ヲ維持シ民俗ヲ養成シ國家ノ福祉ヲ無疆ニ保持スルノ点
ニ於テ深ク慮ラサルヘカラサルヲ得サルコト、ス依テ之ヲ既往
ニ照ラシ将来ニ稽ヘ之レカ匡正ノ方法ヲ案スルニ

(二) 政府ハ國體上國家ニ必要ナル學問ノ統理ヲ圖ルモノナレ

ハ政治法律ハ總テ本邦ノ成典慣行ヲ基礎トシ全國ノ需要ニ応ス

ヘキ學士ヲ養成スルカ為メ學術ノ程度ヲ推輓シテ國家ノ品位ヲ

高尚ニ維持スルカ為メ數個ノ大學ヲ設置スルコト歐洲大陸諸國

ノ如クシ之ヲ民間ノ私立ニ委放スヘカラス今現ニ東京ニ一個ノ

中央崇拝ノ念ヲ制スルヲ得ンヤ東京ニ蟻集セサルヲ得ンヤ斯ク
ノ如クシテ東京ニ蟻集スル全國ノ子弟ハ多少其學術技芸ニ於テ
得ル所ナキニ非ラスト雖トモ自然ニ浸潤涵養スル所或ハ品行ニ
於テ或ハ言論ニ於テ憂虞スヘキモノナキニ非ラス國家教育ノ責

帝国大学ノ設ケアリト雖トモ全国ノ需要ニ応スルニ足ラサルノミナラス青年子弟ノ意向ヲ東京ニ吸收シ学術以外ニ其思想言行ニ於テ或ハ奔競軽躁ノ害ヲ生スルコトナキヲ保タス又大学実体ニ於テモ他ニ競進ノモノナキヲ以テ自然ニ独尊倫安ノ傾ヲ生シ学術ノ研究推輓ヲ遲鈍ナラシムルノ虞アルカ故ニ今日ニ在テハ急ニ數個若クハ一個ノ大学ヲ地方ニ興シ全国ノ需要ニ応スルヲ力トメテ一方ニハ子弟奔競ノ念ヲ抑ヘ地方ニ安ンシテ教育ノ素ヲ養フノ基ヲ開キ一方ニハ大学ニ競進ノ敵手ヲ生シテ独尊倫安ノ害ヲ未然ニ防ガサルヘカラス實ニ高等教育上最モ緊急ナル要務ナリ然レトモ大学ヲ興スニハ巨額ノ費用ヲ要スルカ故ニ（費記ス）^{ハ別三} 今日ニ行フヘカラスト為ストキハ即（二）既設ノ五高等学校ヲ拡張シ各種急要ナル専門部ヲ附設シ（於テハ既ニ法学校ノ専門部ヲ設ク）教員ノ撰択ヲ精クシ政府ノ待遇ヲ厚クシ以テ漸ク其学校ノ資格ヲ高メ他日歲計余裕ヲ告クルノ日ヲ待チ一躍シテ大学ト作ルノ地歩ヲ為シ以テ地方子弟ノ思想ヲ繫キ足ヲ其地ニ留ムルコトヲ得セシムルニ至ラハ直ニ帝国大学ニ抗衡シテ共ニ学術推輓ノ益ヲ見ルコト能ハサルモ尚血氣ノ子弟ヲ首府ニ駆リテ此ニ輕躁權詭ノ念ヲ養成スルニ比スレハ其功益亦偉大ナルヘキヲ信ス

蓋シ高等教育ノ方法ヲ整理シテ時弊ヲ匡済スルノ方法右ノ二策ニ出ツルコトナシ其第一ヲ上トシ第二ヲ次トス但シ上策ハ費用ヲ要スルコト隨テ多ク第二策モ亦多少ノ増費ヲ要スルコト勿論ナリ政府ハ須ク二者ノヲ撰用セサルヘカラス否ラサレハ歩々序ヲ追ヒ着々実ヲ挙ケ以テ國民ノ安寧福祉ヲ図ルカ如キハ教育ト同時ニ一方ニハ私立學校ノ認可ヲ解キ他ノ一方ニハ〔文官試験規則〕代言人規則医術開業試験規則ヲ改正シテ〔別紙二〕受験者ノ資格ヲ高クセサルヘカラス然レトモ右ノ二策ハ今日急ニ行フヘカラサルモノトスルトキハ止ムコトヲ得ス単ニ特別認可學校ニ対シ一層ノ検束ヲ加ヘ尋常中學校ノ業ヲ卒ヘタル者〔ハ同ルモノノ資格ア〕ニアラサレハ入学スルコトヲ許サス教員ノ資格ヲ定期科ノ規程ヲ正クシテ之カ監督ヲ精密ニシ一方ニハ文官試験規則〔ヲ改正シ〔別紙ニ〕且ツ〕代言人規則医術開業試験規則ヲ改正スルコト亦前ノ如クスルノ一方アルノミ

抑々高等教育ハ亦由來前陳ノ如ク社會ノ必要ニ迫リテ私立ノ特別認可學校トナリ遂ニ官公立學校ノ教育ニ其利害ヲ波及シ官私交モ教育ノ權ヲ争フカ如キ情勢ヲ馴致セリ教育ノ事ハ一日ノ得失延ヒテ数十年ニ及ブヘキヲ以テ國家前途ノ為ニ潛心熟慮以テ一轍ノ方針ヲ定メ将来ノ大計ヲ籌画スルハ刻下ノ急務ナリ依テ茲ニ卑見ヲ具陳シ謹テ閣議ヲ請フ

明治廿三年五月十五日

文部大臣 芳川顯正 団

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋 殿

明治廿三年九月 日
内閣書記官
内閣總理大臣

内閣書記官
外務大臣 大藏大臣 海軍大臣 文部大臣 通信大臣
内務大臣 陸軍大臣 司法大臣 農商務大臣 大木議長

蓋シ高等教育ノ方法ヲ整理シテ時弊ヲ匡済スルノ方法右ノ二策ニ出ツルコトナシ其第一ヲ上トシ第二ヲ次トス但シ上策ハ費用ヲ要スルコト隨テ多ク第二策モ亦多少ノ増費ヲ要スルコト勿論ナリ政府ハ須ク二者ノヲ撰用セサルヘカラス否ラサレハ歩々序ヲ追ヒ着々実ヲ挙ケ以テ國民ノ安寧福祉ヲ図ルカ如キハ教育

文部大臣提出高等教育ニ関スル意見書

右閣議ニ供ス

大學一校ノ創設費凡四十万円歳費凡二十万円」

法律専門学校一校ノ創設費凡三万円歳費凡一万円

○文官試験規則

第十七条第三改正

一府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立

中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検定シタル者ニシテ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者

之ヲ受クルコトヲ得

附記

裁判所構成法第五十八条ニ依リ判事登用試験ヲ受クルニ必要ナル資格ヲ定ムルトキモ亦府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検定シタル者ニ限ルヲ要ス

○代言人規則

第二十六条ニ左ノ項ヲ追加ス

府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検定シタル者ニシテ三年以上法律学ヲ修ムルニアラサレハ代言免許ヲ願フコトヲ得ス

第二十八条ノ試験課目ハ司法官試験課目ニ応シ之ヲ改正スルコトヲ要ス

○医術開業試験規則

第八条改正

府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立

(注記1)
〔下條〕

(注記2)
〔済〕

(注記3)
〔四ノ下〕(簿冊内件名番号)

(注記4)
〔文甲四九〕

〔文書課寅機四三号〕

〔明治廿二年 公文雜纂 文部省
二月十八日〕 2A, L3, ②189

151